

公益財団法人 水素エネルギー製品研究試験センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人 水素エネルギー製品研究試験センターと称し、英文では、Hydrogen Energy Test and Research Center と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県糸島市富915-1に置く。

(目的)

第3条 当法人は、水素エネルギーの開発促進、水素エネルギー新産業の育成、集積により、福岡県の産業の活性化と県民生活の質的向上を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水素エネルギー関連製品の製品試験事業
- (2) 水素エネルギー関連製品の研究開発事業
- (3) 水素エネルギーに関する研究交流事業
- (4) その他前各号に関連する事業

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

(公告)

第6条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第7条 設立者は、末尾に掲げる財産目録第1拠出金に記載された財産を、当法人の設立に際して拠出する。

(財産の種類)

第8条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産を、やむを得ない理由によりその一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員の3分の2以上にあたる多数の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類中第1号から第3号までの書類のほか、監査報告を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧等に供するものとともに、定款を主たる事務所に備え置き、同様の閲覧等に供するものとする。

(事業年度)

第11条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第12条 当法人に、評議員3名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

- 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用者
 - ニ □又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ □からニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人

(任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第15条 評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(構成)

- 第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事の報酬及び退職慰労金の額
- (3) 監事の報酬の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分先の決定
- (7) 基本財産の追加、処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集権者)

第19条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるときは、予め理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 評議員は、理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の追加、処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回

る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 評議員会議長及び理事長は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上7名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 代表理事は、理事会において理事の中から選定する。

- 3 前項で選定された代表理事は、理事長とする。

- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

- 3 理事長は、自己の職務の執行の状況を、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠により選任された役員の任期は前任者の残存期間と同一とする。
- 4 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第29条 役員が次のーに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(名誉顧問)

第32条 当法人に、名誉顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉顧問は、当法人に功労のあった者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉顧問は無報酬とする。

(特別顧問)

第33条 当法人に、特別顧問若干名を置くことができる。

- 2 特別顧問は、当法人の設立並びに運営に関して関与が深い団体の代表者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 特別顧問は、当法人全般について、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見

を述べることができる。

- 4 特別顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問)

第34条 当法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
3 顧問は、専門の事項について、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。
4 顧問に対して、1日当たり2万円を超えない範囲で、理事会が別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を日当として支給する。
5 顧問に対しては、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事の選定及び解職
(4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
(5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
(2) 多額の借財
(3) 重要な使用人の選任及び解任
(4) 内部管理体制の整備

(開催)

第37条 通常理事会は、毎年定期に、年2回開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
(4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、予め理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事長は、前条第2項第2号又は同第4号に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

5 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、議決に加わることができない理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があつたものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があつたものとみなされた日など法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第197条において準用する第91条2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議をする事項について特別利害関係を有する理事の氏名、議長その他一般法人法施行規則第62条において準用する第15条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した代表理事及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の2以上の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(合併等)

第46条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第47条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第48条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

3 当法人は、剰余金・残余財産の分配を行わない。

第6章 事務局

(設置等)

第49条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第7章 附 則

(設立時評議員)

第51条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 麻生 渡、松家 繁、塚元 憲郎

(設立時役員)

第52条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 渡邊 正五、赤尾 哲之、藤元 正二

設立時監事 加唐 司

(最初の事業計画等)

第53条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第9条第1項の規定に
かかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第54条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日ま
でとする。

(設立者の氏名及び住所)

第55条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

設立者 福岡県知事 麻生 渡

(法令の準拠)

第56条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(財産目録)

第1 拠出金

設立者 福岡県知事 麻生 渡
現金 15,000万円

附 則

この定款は平成21年3月6日から施行する。

附 則

この定款は平成21年6月26日から施行する。

附 則

この定款は平成21年9月5日から施行する。

附 則

この定款は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この定款は平成23年5月19日から施行する。

附 則

この定款は平成25年2月21日から施行する。

附 則

この定款は令和7年6月30日から施行する。